

特集 ■ 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、介護予防、包括的・機能的ケアマネジメント、権利擁護などを担当する中核拠点として2006年4月に3,400か所余りでスタートしました。今回は、その導入の背景やねらい、業務、今後の課題などについて特集しました。

地域包括支援センターの設置の背景（古都賢一氏、321頁）

地域包括支援センター導入の背景は介護保険の見直しである。そこでは介護予防重視、制度の持続可能性、地域密着型サービスの創設などが柱とされ、地域包括ケアの拠点として創設されたのが地域包括支援センターである。その主たる業務は、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援である。新しい仕組みだけに、その機能の積極的な活用はこれからというところで、課題の解決に向けて、市町村・職員の意識や姿勢の変革、国の支援策が求められている。

介護予防への取り組み（山本美喜子氏、327頁）

高浜市の介護予防施策の特徴は、重層的な事業展開と市民のマンパワーを取り込んでいることである。地域包括支援センターを中心とした介護予防給付のマネジメント、NPO・まちづくり協議会と協働した特定高齢者事業、地域住民を巻き込んだ一般高齢者施策の展開などにより、まちづくりの推進をめざしている。

包括的・継続的ケアマネジメント（木村隆次氏、333頁）

地域包括支援センターの役割・業務の一つに包括的・機能的ケアマネジメントがある。これは、在宅サービスの調整のみならず、入所入院や退所退院過程での連続性や一貫性の確保など、時系列的あるいは空間的に、サービスを継続的・包括的に提供していくことが必要である。そのために地域包括支援ネットワークの構築が求められている。

権利擁護事業の意義と取り組み（池田恵利子氏、337頁）

高齢者の虐待や悪徳商法などが社会問題となり、権利擁護が事業化された。高齢者虐待防止法では、介護・福祉・保健・医療等関係者には早期発見の努力・協力が求められている。虐待が疑われる高齢者を発見したら地域包括支援センターなどに連絡する。そこから、事実の把握、専門職や地域のネットワークを活用して、支援・予防・防止へとつながる。人材の育成・予算措置などが課題である。

在宅介護支援センターと地域包括支援センター（西元幸雄氏、343頁）

在宅介護支援センターのあり方を見直すなかから地域包括支援センターは生まれた。全てが移行したわけではなく、現在でも在宅介護支援センターは老人福祉法に位置づけられており、その数は1/3に減ったものの現存している。厚生労働省も在宅介護支援センターを地域包括支援センターのブランチまたはサブセンターとして活用する方向も示している。その一例として四日市方式を紹介している。